

【独禁法】優越的地位の濫用に対する規制の整備

適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引に対して、実効的な取り組みを進めていくことが不可欠です。そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習に対して、独占禁止法における優越的地位の濫用に対する規制が整備されました。

1、【支払期間のルール】新たに「支払告示」が令和9年4月1日から施行

製造委託、修理委託等の取引（取適法の対象取引になっている取引と同様）を対象に、給付の受領日から60日以内に代金を支払うことを定めた「支払告示」が施行されます。

※資本金の額や従業員の数のような外形的な規模要件はありません。ただし取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外です。



支払告示の考え方

2、【着荷主規制】物流特殊指定に令和9年4月1日から追加

着荷主による特定発荷主の利益を不当に害する行為の禁止が、新たに物流特殊指定の対象となります。



物流特殊指定

特定着荷主	特定発荷主
資本金3億円超	資本金3億円以下※個人事業主を含む
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下※個人事業主を含む
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

対象となる取引
特定着荷主と特定発荷主の間の
物品の販売、製造・修理・情報成果物作成の請負

禁止行為の例

- あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の荷下ろし業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。
- 自社の都合により運送事業者に長時間の待機をさせたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。

また、取適法の施行に伴って、物流特殊指定においても、取適法と同様の手形払い等の禁止や協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等が行われます。

3、【実効的な価格協議の実施】優越ガイドラインに追加

対価の決定方法について、実効的な価格協議が行われたかどうか、濫用行為の判断にあたって考慮要素となることを明確にするため「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）」の「取引の対価の一方的決定」の「想定例」に以下が追加されました。

- (1) 拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例
- (2) 取引の打ち切り等の示唆により協議を行わない例
- (3) 協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例